

北方町いじめ問題対策

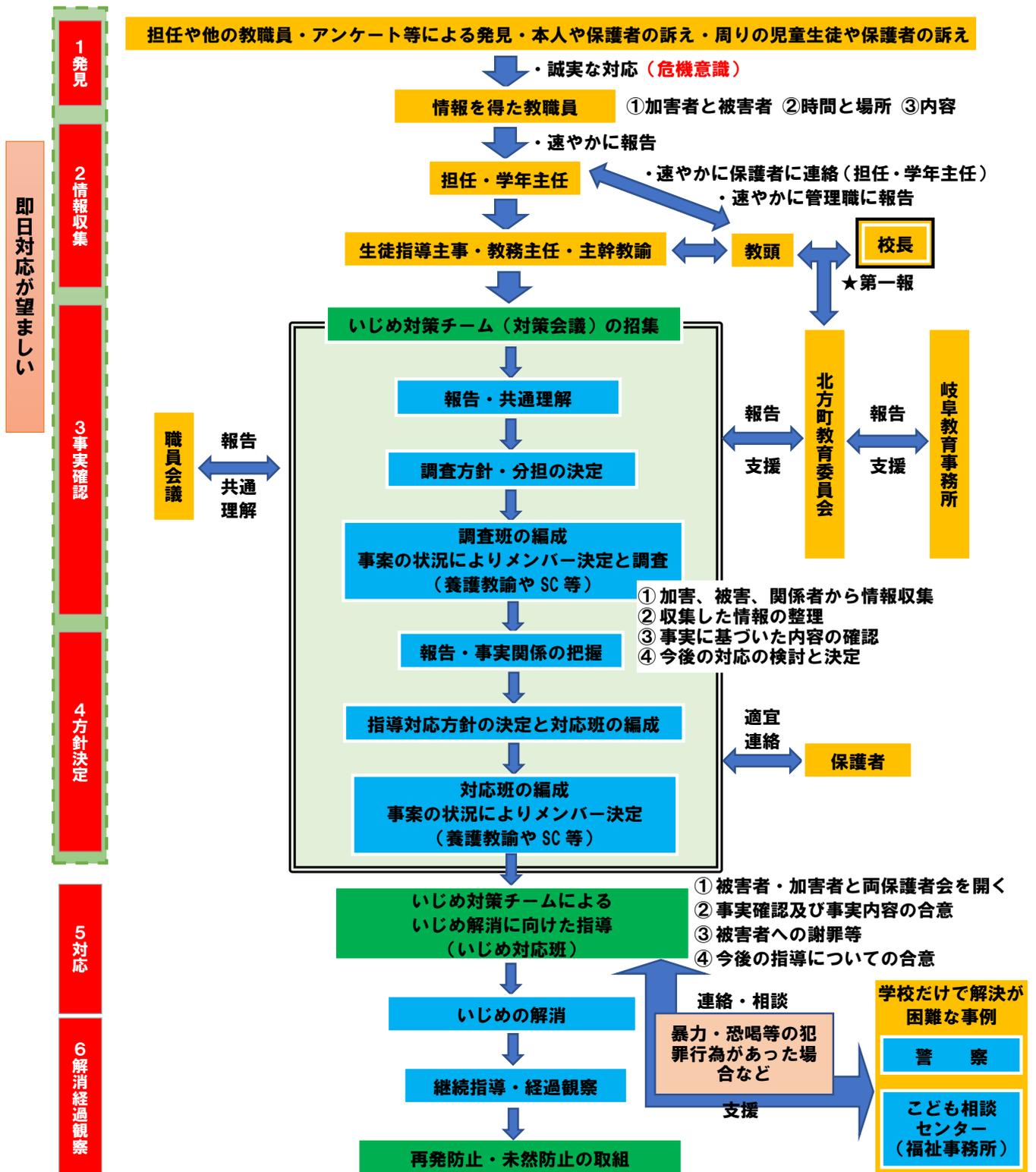
**「適切な対処等のあり方について
のマニュアル」**

北方町教育委員会

北方町いじめ問題対策「適切な対処等のあり方についてのマニュアル」

1. いじめを認知した場合の組織の動き

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがあります。そういった状況を避けるためにも、組織的な取組が必要です。



2. いじめ対応の基本的な流れ

(1) いじめ発見

■いじめの情報をキャッチしたら、速やかに学年主任・生徒指導主事や管理職に第一報を入れる。

【ケース1】いじめの現場を発見した場合

- ① 速やかにいじめを辞めさせ、いじめられている児童生徒に寄り添う。
- ② 近くの児童生徒に近くにいる先生を呼びに行かせる。
- ③ 応援の教職員にいじめをしている児童生徒についてもらう。
- ④ 状況を把握している教職員が学年主任や生徒指導主事に概要を伝える。
- ⑤ 学年主任又は生徒指導主事は、管理職に第一報を入れる。

【ケース2】いじめの訴えを電話等で受けた場合

- ① 共感的に聞き取り、必要事項を記録する。
※電話を受けた教職員の名前を必ず伝える。「〇〇が承りました。」
- ② 連絡をしてくれたことに感謝の言葉とともに、早急に対応する事を伝える。
※連絡者が児童生徒やその保護者以外の場合は名前や連絡先を聞く。
- ③ 記録したことをもとに学年主任や生徒指導主事に報告する。
- ④ 学年主任又は生徒指導主事は、管理職に第一報を入れる。
※いじめられた本人やその保護者以外からの訴えである場合は、必ず保護者の協力を得て、当事者に事実の確認した上で、いじめの事実を報告する。

【ケース3】手紙や日記、生活の記録、いじめアンケートからつかんだ場合

- ① 記述された現物をもとに、学年主任や生徒指導主事に概要を伝える。
※記述された現物は、本人や保護者の許可を得て残しておくことよい。
- ② 学年主任又は生徒指導主事は、管理職に第一報を入れる。

(2) 正確な実態把握

■いじめの当事者双方、周りの子どもから聞き取りを行い、正確な情報を把握する

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか・・・・・・・・・・【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらいつづいているのか？・・・・・・・・・・【期間】

【ケース1】いじめの当事者や関係者が学校内にいる場合

- ① 管理職や生徒指導主事の指示のもと、聞き取りの分担を行う。
- ② 別室で個々に聞き取りを行う。(一人の子どもにつき一人以上の教職員で行う)
※当事者双方及び周囲にいた子どもから聞き取りを行う。
※下校時間を過ぎる場合は、必ず保護者に連絡をする。
- ③ 別室の子どもに一人つき、もう一人が聞き取りの報告に行く。

- ④ 聞き取りを行った一人ひとりから得られた事実（本人が認めたこと）を付き合わせる。
- ⑤ 聞き取りの内容を整理し、情報がズレている場合は、再度本人に確認する。
- ⑥ 一致した内容を確認し、正確な情報を把握する。
※聞き取りをした子どもを下校させる場合、必要に応じて保護者に連絡をとり、共通理解を図る。
- ⑦ 双方の保護者に事実を伝える。

【ケース2】いじめの当事者や関係者が下校後の場合

- ① 管理職や生徒指導主事の指示のもと、聞き取りの分担を行う。
- ② 個々に家庭と連絡をとり、来校（保護者と子ども）または家庭訪問の依頼をする。
※必ず時間を決める。
- ③ 保護者とともに、個々に聞き取りを行う。（一人の子どもにつき一人以上の教職員で行う）
- ④ 聞き取りを行った一人ひとりから得られた事実（本人が認めたこと）を付き合わせる。
※別室で保護者と子どもだけで待たせないように必ず一人は別室につく。
- ⑤ 聞き取りの内容を整理し、情報がズレている場合は、再度本人に確認する。
- ⑥ 一致した内容を確認し、正確な情報を把握する。
※別室で保護者と子どもを待たせている時は、速やかに事実確認を行う。

(3) 子どもへの指導と支援

- ① 管理職や生徒指導主事の指示のもと、謝罪の場をもつ。
※謝罪の場を持つ際、学校側の考えといじめられた側の子どもや保護者の意向を確認した上で行う。
- ② いじめの当事者双方の子どもと保護者が同席し、学校が間に立って事実確認を行う。※双方の聞き取りによる正確な事実のみで事実確認を行う。
- ③ 双方の子どもに間違いがないか確認をする。
- ④ 事実確認ができたことについて、謝罪する。
- ⑤ 今後の対応について保護者の理解と協力を得る。

(4) その後の対応

- ① 一定期間（少なくとも3ヶ月程度）の経過観察を行う。
- ② 学校での様子を定期的に保護者に伝える。
- ③ 保護者から家庭での様子を聞く。
- ④ いじめられた子どもの苦痛が軽減されているかを確認する。

◆学級で発生したいじめを学級全体の問題とするとき、取り上げ方によっては、いじめられている子どもの心を傷付けることも考えられる。担任はいじめられている子どもの立場を最優先する。